

11 講 骨折の診断にレントゲン検査は必須か?

名古屋地裁平成25年5月25日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 佐藤 裕一

◆事案の概要

46歳の女性が、平成21年8月24日に自宅のベッドから降りようとして木の枠に足を取られ、右腕を前に伸ばした状態で、床に胸からうつぶせに転倒した。その際に右腕を過伸展し右肩に痛みを生じ、同日に脳外科であるWクリニックを受診した。同クリニックでは右肩のMRI検査を実施し、右上腕骨骨挫傷と診断し、患者に対して、Y整形外科を紹介した。紹介時の診療情報提供書には「今朝、転倒し、右肩打撲。MRI上、右上腕骨骨挫傷かと考えます。」と記載され、MRIの画像も添えられていた。

同日Y整形外科受診、医師はレントゲン検査を施行しなかった。ドロップアーム症候が明らかに認められないこと、腱板付近に痛みがあること、MRI画像では骨折線は認められず、棘上筋腱の腱板部に出血があること、棘上筋腱付着部を中心とした上腕骨骨髄内に出血が認められることなどを総合的に考慮して、右肩関節腱板損傷と右上腕骨骨挫傷と診断した。医師は患部の安静のために三角巾による外固定を勧めたが、患者は仕事を理由にこれを断った。

その後も患者は8月31日、9月14日に診察を受けた。9月25日の診察時に右肩部のレントゲン検査を施行したところ、上腕骨大結節部の剥離骨折が認められた。

患者はそれ以降別なB医院で診療を受け、平

成22年1月12日にレントゲン検査で骨癒合を確認。患者は、Y整形外科に対して、初診時にレントゲン検査を怠って上腕骨大結節部骨折を見落とした結果、患部の固定を行わず、その後の検査・治療も不十分だったため骨癒合が遅れたとして、不法行為による損害賠償訴訟を提起したものである。

◆鑑定の結果

本件裁判では、正式に専門医による裁判上の鑑定が実施された。鑑定の結果は次のとおりである。

①8月24日のMRI画像からは、腱板付着部大結節内に浮腫上の変化があることは判断できるが、骨折を生じていたかどうかは正確には判断できない。②骨に変化があるので、受傷時に骨折が存在していたないしは経過中に骨折に移行する可能性は十分にあった。もっともその場合でも転位のある骨折ではなかった。③骨挫傷も骨折も必要最小限の固定で筋萎縮、可動域制限を起こさないように治療を進めるということでは、基本的な治療方針は同じである。

◆判決の要旨

初診時の8月24日の時点で、9月25日のレントゲン検査の結果で認められた上腕骨大結節部剥離骨折が、既に生じていたと認めることのできる確かな証拠はない。

骨折線の状態を確認して、骨折の有無を判断するのに最も適した検査は、単純レントゲン写真

であると認められる。しかし、MRI検査によっても骨内の変化はとらえることができ、現に被告は本件MRI画像をもって原告の上腕骨大結節部に変化があったことを把握できていた。骨挫傷と骨折の治癒機転はほぼ同様であることからすると、被告に本件MRI画像に加えて、単純レントゲン検査を行うべき義務があったとまでは言うことができない。

被告は腱板損傷と骨挫傷という診断からも患部の安静が必要として、三角巾による固定を勧めたが原告がこれを断ったために、これに代わる患部の安静の仕方を具体的に指示したと認められるから、被告の治療行為に不適切な点はなく、説明も具体的で十分なものであった。

◆この判例をどう理解するか

本件裁判においては、正式に専門医による裁判上の鑑定が行われている。医療訴訟は専門性が高いことから、専門委員制度の利用、医学文献・私的意見書の提出といった形での専門的知見の提供が行われるが、それでも裁判所が判断が難しいと考えた場合に鑑定が採用されることがある。鑑定は中立な立場の専門医によって行われ、信用性も高いことから鑑定の結論に沿った形の判決がなされることも多い。

本件判決も鑑定の結論を重要視しているが、それを全てそのまま受け入れたわけではない。鑑定は、MRI検査によれば骨に変化があるので、受傷時に骨折が存在していたないしは経過中に骨折に移行する可能性は十分にあった、と判断したのに対して、判決は初診時の8月24日の時点では骨折は生じていたとまでは認められないとした。この認定は証拠上明確なものがなかったという趣旨であり、医療側に有利なものではあるが、整形外科の専門医からは、初診時からの経緯も踏まえると、現実には初診時に剥離骨折が存在していたと考える方が合理的だとする意見も寄せ

られている。

本件判決は、骨折の有無を判断するのに最も適した検査は単純レントゲン写真であるとしながらも、MRI検査の画像によっても骨内の変化は把握できるとして、さらにレントゲン検査を行うべき義務があったとまでは言えないと判示している。これも医療側には有利な認定であるが、医療現場からは、MRI検査は軟部所見の抽出には優れているものの、骨折の正確な診断には弱いとして、骨折の診断における単純レントゲンの優位性を強調する意見も寄せられている。

このように、本件判決は医療現場の感覚よりも医療側に有利なものとなっている面があるが、それは、鑑定を基にした「骨挫傷と骨折の治癒機転はほぼ同様である」との判断が背景にあったように思われる。

◆この判決から学ぶこと

- ①判決は医師の過失を否定したが、裁判になったということ自体医師にとっては大きな負担であり、裁判にならないような診断・診療を心がけることが肝要である。
- ②そういう意味では、いかに前医のMRI画像があるとしても、初診時に自院でのレントゲン写真を撮るべきであった。
- ③医師は三角巾による外固定を勧め、患者が仕事上の理由で断ったのにもかかわらず、裁判になると患者は、医師が固定しなかったことを過失だと主張している。このように医学的な判断を基にした治療方針に患者が同意しない場合には、その必要性の高さに応じて、できうる限り患者に説明を尽くして説得し、それでも承知しない場合には、カルテにその事情を詳しく記載しておくべきである。